

7 東彼杵町告示第 4 号

東彼杵町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年告示第103号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
日常生活用具						日常生活用具					
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	基準額	種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等（寝たきりの状態にある者）	腕、脚等の訓練の できる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円	介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等（寝たきりの状態にある者）	腕、脚等の訓練の できる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害者及び2級以上の障害児療育手帳A2以上  （常時介護を要する者に限る。）及び難病患者等（寝	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害者及び2級以上の障害児療育手帳A2以上  （常時介護を要する者に限る。）及び難病患者等（寝	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円	

	たきりの状態にある者) ※原則として3歳以上のもの。								
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る。)及び難病患者等(自力で排尿できない者) ※原則として学齢児以上のもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る。)及び難病患者等(自力で排尿できない者) ※原則として学齢児以上のもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として3歳以上のもの。	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として3歳以上のもの。	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円

		※原則として学齢児以上のもの。									
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ※原則として3歳以上のもの。	介護者が重度身体障害児・者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円						
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 ※原則として3歳以上のもの。	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円						
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児及び難病患者等 ※原則として学齢児以上のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円						
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者及び難病患者等又は	8年	90,000円	自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者及び難病患者等又は	8年	90,000円

	限る。) ※原則として3歳以上のもの。	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。								
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等（常時介護を要する者） ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)		便器	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等（常時介護を要する者） ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)
頭部保護帽	療育手帳A2以上（てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。） 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円		頭部保護帽	療育手帳A2以上（てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。） 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能	障害児・者が容易に使用し得るも	3年	3,150円		T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能	障害児・者が容易に使用し得るも	3年	3,150円

	に障害を有し、歩行不安定な者	の。								
移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円		移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢障害2級以上療育手帳A2以上で訓練をおこなっても自ら排便後の処理が困難な者 ※原則として学	足踏ペダルにて水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円		特殊便器	上肢障害2級以上療育手帳A2以上で訓練をおこなっても自ら排便後の処理が困難な者 ※原則として学	足踏ペダルにて水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円



	装置	の世帯及びこれに 準ずる世帯で日常 生活上必要と認め られる世帯)	できるもの。				装置	の世帯及びこれに 準ずる世帯で日常 生活上必要と認め られる世帯)	できるもの。			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 ※原則として3歳以上のもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円		在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 ※原則として3歳以上のもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	在宅血液透析排水処理槽	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導の下、在宅血液透析を行うもの。	在宅血液透析による排水を浄化槽からの放流水の水質に関する基準と同等の基準で排水できるように処理するもの。	30年	600,000円			在宅血液透析排水処理槽	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導の下、在宅血液透析を行うもの。	在宅血液透析による排水を浄化槽からの放流水の水質に関する基準と同等の基準で排水できるように処理するもの。	30年	600,000円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円			ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢	障害児・者及び難病患者等又は介護	5年	56,400円			電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢	障害児・者及び難病患者等又は介護	5年	56,400円

	体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	者が容易に使用し得るもの。							
吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上の者又は身体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	72,500円	吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上の者又は身体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	72,500円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円

	視覚障害者 用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 (当該者の世帯が 単身世帯又はこれ に準ずる世帯) ※原則として学齢 児以上のもの。	障害児・者容易に 使用し得るもの。	5年	9,000円		視覚障害者 用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 (当該者の世帯が 単身世帯又はこれ に準ずる世帯) ※原則として学齢 児以上のもの。	障害児・者容易に 使用し得るもの。	5年	9,000円
	視覚障害者 用体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯)	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	5年	18,000円		視覚障害者 用体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯)	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	5年	18,000円
情報・意 思疎 通支 援用 具	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは 言語機能障害者又 は肢体不自由児・ 者であって、発 生・発語に著しい 障害を有する者 ※原則として学齢 児以上のもの。	携帯式で、ことば を音声又は文章に 変換する機能を有 し、障害者が容易 に使用し得るも の。	5年	98,800円	情報・意 思疎 通支 援用 具	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは 言語機能障害者又 は肢体不自由児・ 者であって、発 生・発語に著しい 障害を有する者 ※原則として学齢 児以上のもの。	携帯式で、ことば を音声又は文章に 変換する機能を有 し、障害者が容易 に使用し得るも の。	5年	98,800円
情報・通信 支援用 具	視覚障害2級以上、 上肢障害2級以上 又は言語、上肢複 合障害2級以上 (文字を書くこと が困難な者に限 る。) ※原則として学齢 児以上のもの。	障害者向けのパー ソナルコンピュー タ周辺機器、アプ リケーションソフ ト等		6年	100,000円	情報・通信 支援用 具	視覚障害2級以上、 上肢障害2級以上 又は言語、上肢複 合障害2級以上 (文字を書くこと が困難な者に限 る。) ※原則として学齢 児以上のもの。	障害者向けのパー ソナルコンピュー タ周辺機器、アプ リケーションソフ ト等		6年	100,000円

意思伝達装置	言語機能を喪失した難病患者等又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる難病患者等。	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6年	470,000円	意思伝達装置	言語機能を喪失した難病患者等又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる難病患者等。	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6年	470,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）を有する者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）を有する者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	7年	10,400円	点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	7年	10,400円
携帯用点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	7,200円	携帯用点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	7,200円

点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	容易に操作できるもの。	5年	63,100円	点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	容易に操作できるもの。	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円
視覚障害者用活字文字読上げ装置	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円	視覚障害者用活字文字読上げ装置	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円

視覚障害者 用拡大・音 声読書器	視覚障害を有し、 本装置により文字 等を読むことが可 能になる者 ※原則として学齢 児以上のもの。	画像入力装置を読 みたいもの（印刷 物等）の上に置く ことで、簡単に拡 大された画像（文 字等）をモニター に映し出せるもの 又は音声で読み上 げるもの。	8年	198,000円	視覚障害者 用拡大・音 声読書器	視覚障害を有し、 本装置により文字 等を読むことが可 能になる者 ※原則として学齢 児以上のもの。	画像入力装置を読 みたいもの（印刷 物等）の上に置く ことで、簡単に拡 大された画像（文 字等）をモニター に映し出せるもの 又は音声で読み上 げるもの。	8年	198,000円
視覚障害者 用時計（触 読時計）	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	10年	10,300円	視覚障害者 用時計（触 読時計）	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	10年	10,300円
視覚障害者 用時計（音 声時計）	視覚障害2級以上 （原則として、手 指の触覚に障害が ある等のため触読 式時計の使用が困 難な者）	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	10年	13,300円	視覚障害者 用時計（音 声時計）	視覚障害2級以上 （原則として、手 指の触覚に障害が ある等のため触読 式時計の使用が困 難な者）	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	10年	13,300円
視覚障害者 用地上デジ タル放送対 応ラジオ	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	6年	29,000円	視覚障害者 用地上デジ タル放送対 応ラジオ	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が 容易に使用し得る もの。	6年	29,000円
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発 声・言語に著しい 障害を有する者で あって、コミュニ ケーション、緊急	一般の電話に接続 することができ、 音声の代わりに、 文字等により通信 が可能な機器であ	5年	71,000円	聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発 声・言語に著しい 障害を有する者で あって、コミュニ ケーション、緊急	一般の電話に接続 することができ、 音声の代わりに、 文字等により通信 が可能な機器であ	5年	71,000円

	連絡等の手段として必要と認められる者 ※原則として学齢児以上のもの。	り、障害児・者が容易に使用できるもの。								
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900円		聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900円
笛式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	呼気によりゴムの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	5,100円		笛式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	呼気によりゴムの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	5,100円
電動式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源	5年	72,000円		電動式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源	5年	72,000円

		を口腔内に導き構音化するもの。											
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害児・者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—		—								
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害児・者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—		—								
ファックス (貸与)	聴覚障害及び音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—		—								
ファックス (貸与)	聴覚障害及び音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—		—								

		が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)												
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書	—	—									
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	高度の排便機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 10,000円									
	ストマ用装具(蓄尿袋)	高度の排尿機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 13,000円									
	紙おむつ等	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者のうち排便若しくは排尿の意志表示が困難なもの。 ※原則として3歳以上のもの。		—	(月額) 12,000円									
	収尿器	排尿機能障害者で尿失禁のあるも	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流	1年	8,755円									
		が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)												
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書	—	—									
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	高度の排便機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 8,858円									
	ストマ用装具(蓄尿袋)	高度の排尿機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 11,639円									
	紙おむつ等	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者のうち排便若しくは排尿の意志表示が困難なもの。 ※原則として3歳以上のもの。		—	(月額) 12,000円									
	収尿器	排尿機能障害者で尿失禁のあるも	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流	1年	8,755円									

		の。	防止装置をつけるものとする。				の。	防止装置をつけるものとする。		
住宅改修費	重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(1)から(5)まで及び(7)に掲げる居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害者又は難病患者等の移動等に使用する用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	200,000円	住宅改修費	重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(1)から(5)まで及び(7)に掲げる居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。 ※原則として学齢児以上のもの。	—	200,000円
	重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(6)及び(7)に掲げる居室生活動作補助用具	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの。					重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(6)及び(7)に掲げる居室生活動作補助用具	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの。		

